



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第 136 号 2017/1/7 文責 林 徹郎

謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。本年も宜しくお願い致します。昨年は、有効求人倍率が 25 年ぶりの高水準、雇用・所得環境は大きく改善する一方で、中小企業にとってはまだまだ厳しい状況にあった 1 年となりました。また、米国大統領選や英国 EU 離脱問題をはじめ、世界が大きく変化するきっかけとなる年にもなりました。日本経済への影響も予測が難しいところです。そのような中、例年通り、与党税制改正大綱が昨年 12 月 22 日に閣議決定されました。安倍政権発足以来、税制改正の目玉は年々縮小傾向にありましたが、少しばかり経済復興を意識した改正内容と感じられます。以下、主な改正項目を紹介します。

法人課税

1. 所得拡大促進税制の見直し

本制度は、3つの所得拡大要件を満たす法人及び個人事業者について、給与等支給額の増加額（当期と平成 24 事業年度との差額）に対して 10% を税額控除するものである。本制度について次の改正が講じられた。なお、紙面の関係で資本金 1 億円超の大企業を割愛する。

（3つの所得拡大要件）

- ① 給与等支給額の総額が平成 24 年度から 3% 以上増加（変更なし）
- ② 給与等支給額の総額が前事業年度以上（変更なし）
- ③ 平均給与等支給額要件（改正点）

改正前		改正後	
要件	控除率	要件	控除率
前事業年度を上回る	10%	前年度比 2% 未満	10%
		前年度比 2% 以上増加	前事業年度からの増加部分について 12% 上乘せ

当事務所でも本制度の利用により税額控除を受けたお客様は多数あるが、2% 以上増加することで、税額控除額が増えることとなる。ただし、法人税額の 20% が上限とすることで歯止めがかかっている。

2. 中小企業向け設備投資促進税制の拡充（生産性向上設備投資促進税制の改組）

青色申告書提出中小企業者等で中小企業等の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物付属設備及びソフトウェアで一定のものを取得した場合、即時償却又は取得価額の 7%（資本金 3 千万円以下の法人については 10%）の税額控除の適用がある。税額控除については法人税額の 20% が上限となり、控除しきれなかった場合は 1 年間の繰越が可能。本制度は平成 29 年 3 月末をもって廃止が予定されていたが、一定の範囲内に限定されたものの、中小企業向け税制として改組されたことは、中小企業にとって有効な改正である。またこれ以外に、「地域中核企業向け設備投資促進税制」が創設されている。

資産課税

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件を緩和し、相続時精算課税制度に係る贈与を適用対象に加えるなど、利用促進に向けたマイナーチェンジが図られる。【H29.1.1～】

2. 医療継続に係る納税猶予制度の見直し等

「平成 18 年医療法等改正法」の改正を前提に、同法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその全部又は一部を放棄したことにより、移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、当該医療法人が受けた経済的利益については、贈与税を課さないこととされた。（非課税要件の緩和措置）ただし、移行をした日以後 6 年を経過する日までの間に移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には、贈与税が課税される。また、医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置は適用期限が 3 年間延長される。

医療機関にあつては、高度な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限も、対象機器見直しのうえ、2 年間延長される。

3. 取引相場のない株式の評価の見直し

非上場株式の評価方法の一つである「類似業種比準方式」の評価について、所要の見直しがされる。これにより、利益額の大きい会社は評価額が下がる可能性が高まった。また、類似業種の株価の選択期間が広がり、全社的に評価が下がる可能性がある。さらに、比較的株価が高く算定される「純資産評価方式」の影響が高い会社が「類似業種比準方式」の要素を取り入れられる可能性も高まった。【H29.1.1～】

4. 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

相続人又は被相続人が相続開始前 10 年以内に国内に住所を有する日本人である場合は、国内財産及び国外財産を相続税等の課税対象とすることとなる。贈与税についても同様。（現行は 5 年以内）【H29.4.1～】

個人所得課税

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、平成 30 年分以後の所得税について、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされる。（詳細は 135 号参照）社会保険加入要件の問題は残り、さらに企業に対する扶養手当（配偶者手当）の要件見直しが迫られることが想定される。また、今後は寡婦控除、基礎控除をはじめとする人的控除等の諸問題に取り組むことが大綱に明記された。

その他

消費税率 10%への引き上げを平成 31 年 10 月 1 日に確実に実施することが明記された。国際課税問題は世界的規模で注目され、日本も世界と足並みをそろえるべく租税回避に対する課税強化策がとられる。今後海外取引のある企業については、税務調査での対応が更に厳しくなるものと予測される。研究開発税制については、所要の見直しにより、税負担が軽減される企業が増加すると見込まれる。個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国税制も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討することが明記された。過去から懸案事項とされてきた問題であるが、比較的上位検討事項に挙がった。